

総務政策委員協議会記録

開会年月日	平成 26 年 8 月 28 日
開会時刻	午前 10 時 32 分
閉会時刻	午前 11 時 51 分
出席委員名	◎中村 豊治 ○黒木騎代春 野崎 隆太 野口 佳子
	吉岡 勝裕 品川 幸久 小山 敏 工村 一三
	佐之井久紀
	世古口新吾議長
欠席委員名	
署名者	
担当書記	加藤 寿人
審議議案	第 2 次伊勢市総合計画（案）について
	自治会集会所建設等の補助金制度について
	自治会集会所に整備される防災倉庫補助について
	戸籍住民課窓口業務の民間委託のその後の経過と今後の予定について《報告案件》
説明者	総務部長、危機管理部長、情報戦略局長、環境生活部長、 環境生活部参事、危機管理課長、企画調整課長、財政課長 市民交流課長、戸籍住民課長、建築住宅課長 ほか関係参与

## 審議結果並びに経過

中村委員長開会宣言後、直ちに会議に入り、「第2次伊勢市総合計画（案）について」、「自治会集会所建設等の補助金制度について」、及び「自治会集会所に整備される防災倉庫補助について」審議され、その後、「戸籍住民課窓口業務の民間委託のその後の経過と今後の予定について」報告され、その概要は次のとおりでした。

開会 午前10時32分

### ◎中村豊治委員長

それでは、ただいまから総務政策委員協議会を開会をいたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立をいたしております。

本日御協議願います案件は、「第2次伊勢市総合計画（案）について」、「自治会集会所建設等の補助金制度について」、「自治会集会所に整備される防災倉庫補助について」及び報告案件といたしまして、「戸籍住民課窓口業務の民間委託のその後の経過と今後の予定について」以上の4件であります。

これより会議に入ります。

会議の進行につきましては、委員長に御一任を願いたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ◎中村豊治委員長

御異議なしと認め、そのように取り計らいをさせていただきます。

また、委員間の自由討議につきましては、申し出がありましたら、行いたいと思いますのでよろしくお願いをいたします。

## **【第2次伊勢市総合計画（案）について】**

### ◎中村豊治委員長

それでは初めに、「第2次伊勢市総合計画（案）について」を御協議願います。

当局からの説明をお願いをいたします。

情報戦略局長。

### ●森井情報戦略局長

本日は、委員皆様、何かと御多用のところ、総務政策委員会に引き続きまして、協議会をお開きいただきまことにありがとうございます。

本日の協議、報告案件につきましては、ただいま委員長から御案内のとおり、第2次伊勢市総合計画（案）についてほか3件でございます。

詳細につきましてはそれぞれ担当課長から御説明させていただきますので、何とぞよろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

◎中村豊治委員長  
企画調整課長。

●辻企画調整課長

それでは、まず、「第2次伊勢市総合計画（案）」につきまして、御説明を申し上げます。

これは、去る7月7日開催の総務政策委員協議会後実施をいたしました、パブリックコメントの概要結果等を御報告するものでございます。

恐れ入ります、資料1の1をごらんください。

「1 パブリックコメントの結果概要」につきましては、計画案をホームページに掲載するとともに、本庁ほか主要施設に備え置き、7月11日から1カ月間、意見募集を行いました。

その結果、6名の方から32件の御意見をいただきました。

当委員協議会関係分のうち、御意見を踏まえて修正いたします内容について御説明を申し上げます。

2ページをごらんください。

2ページ、一番左にいただいた方を区分しておりますが、Bの方の2番目の御意見になりますが、「第1章、第1節の地域コミュニティにおける社会的弱者に対する見守り体制の充実」につきましては、地域の抱える重要な課題として捉えており、「現況」の記述に追記することといたします。

恐れ入ります、9ページをごらんください。

9ページの、Fの方の7番目の御意見、防災という名称を減災に変更することにつきましては、災害を未然に防ぐ「防災」の考えを基本としておりますが、100%未然防止することは不可能であり、被害を軽減するための取り組みも進めていることから、第1節の名称を「防災」となっておりますが、これを「防災・減災」というふうに変更することといたします。

その他の寄せられた御意見、及びそれに対する市の考えにつきましては、2ページから10ページに記載のとおりでございます。こちらのほうをまた後ほど御高覧いただきますようお願いをいたします。

次に「2 市民説明会の結果概要」につきましてでございますけれども、記載のとおり、本庁、総合支所管内の計4カ所で説明会を開催いたしました。

参加者は少のうございましたが、基本構想の位置づけ、総合計画と個別の分野計画との関係、進行管理の方法などについて、質疑応答、意見交換等、市民の皆様との双方向のコミュニケーションを図ることができました。

最後に、「3 素案の修正内容」につきまして御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、申しわけございません、11ページ、こちらの資料1の3をごらんください。

先ほど御説明申し上げました、パブリックコメントを踏まえた修正のほか、再度内容を庁内で確認をいたしましたところ、修正が必要な箇所がございましたので、記載のとおり修正いたしたいと存じます。

この表、右端の修正事由という欄に「庁内検討」と記載しておる項目が該当項目でございます。

左端にページ番号を記載しておりますが、まず、19ページは、序章の伊勢市の現況と予測について、直近のデータをもとに年度別財政収支見通しを修正させていただくものでございます。

次の168ページ、ずっと下になりますが、168ページの修正は、第8章市役所運営、第1節行財政運営の指標③、将来負担比率の説明でございますが、こちらは記述に誤りがございましたので、修正をさせていただきたいと思っております。申しわけございませんでした。

なお、本日の御報告の後ですが、修正内容を反映した形で計画を確定し製本の上、議員の皆様を初め、県、関係市町等に配付をさせていただく予定でございます。

以上、雑駁ではございますが、「第2次伊勢市総合計画（案）について」御説明申し上げます。

何とぞよろしくお願い申し上げます。

◎中村豊治委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言ありましたらお願いいたします。

ございますか。

工村委員。

○工村一三委員

ちょっと1つ、確認だけお願いしたいと思っております。

伊勢市の年次別財政収支見通しが変更になっておりますんですけど、この変更した理由、この決算を見て変更されるのか、あるいは、今後もうこういうふうな見直しというか、年度ごとに収支見直しの見通しを変えていくのか、その辺ちょっとお聞きしたいと思っております。

◎中村豊治委員長

企画調整課長。

●辻企画調整課長

失礼いたしました。

現時点の計画ということで、先ほど申し上げましたように数値につきましては、当初、こちらの資料を策定いたしましたのが5月ごろということで、今回の訂正につきましては、決算のほうが決まってまいりましたので、再度直近のデータで修正のほうをさせていただいたということでございます。

基本的には現時点でこういうふうな策定をさせていただいておりますので、このとおり進めさせていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

◎中村豊治委員長

工村委員。

○工村一三委員

はい、ありがとうございます。

そうしますと、この年次見通しにつきましては、26年度の決算が出た時点でも変え、27年度決算が出た時点でも今後変更していくという考え方で解釈させてもよろしいでしょうか。

◎中村豊治委員長

財政課長。

●鳥堂財政課長

すみません、先ほど御指摘いただいた点につきましては、財政収支見通しの場合もそうですけれども、中間年程度のところでの見直しはするかなというのはございますけれども、基本的にはその年度年度で修正をかけていく予定は現在しておりません。

以上でございます。

◎中村豊治委員長

工村委員。

○工村一三委員

第2次総合計画を出していただいて、基本的には目標となる数字を財政見通しを立てていただくわけですので、決算ごとに変えていただきますと本当に複雑になってくというふうに考えております。

計画ですので、あくまでも最終計画に向かって進んでいただくというのが、基本じゃないかと思っておりますので、その点、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

◎中村豊治委員長

はい、他にございますか。

御発言もないようでありますので、本件につきましてはこの程度で終わります。

### 【自治会集会所建設等の補助金制度について】

◎中村豊治委員長

次に、「自治会集会所建設等の補助金制度について」の説明をお願いいたします。

市民交流課長。

●沖塚市民交流課長

それでは、「自治会集会所建設等の補助制度（案）について」御説明をさせていただきます。

資料の2の1のほうをごらんください。

1の目的についてでございますが、この制度は、自治会等が地域の活動拠点として所有され、維持管理をいただく自治会集会所の建設等に要する費用の一部を補助するものでございます。

このことにより、地域のコミュニティ活動が促進されることを目的といたしております。

2の補助対象でございますが、自治会、町内会またはその連合組織等を対象としております。

3の補助制度の施行予定ですが、来年度、平成27年度からを予定いたしております。

4の改正内容と5の補助金交付までの流れは、後ほど御説明申し上げたいと存じます。

下段に補助の種類とその内容を記載しておりますので、そちらのほうを御説明させていただきたいと思っております。

現在、自治会公民館の建設に対する補助制度といたしまして、社会教育課所管の地区公民館建設費補助金交付要綱が運用されております。

現行制度では、建設と改築に対する補助がございますが、今回新たに、増築・修繕・バリアフリー改修・購入を加えさせていただきまして、地域の負担軽減や集会所の長寿命化を図りたいと考えております。

次に、裏面のほうをごらんいただきたいと思います。

補助対象経費でございます。補助の対象となる経費は、集会所の工事費及び取得費でございます。敷地の購入及び賃借に必要な経費、備品、外構工事に要する費用等は対象外とさせていただきます。

その他の耐用年数等は、次の補助内容の部分であわせて御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、資料2の2をごらんいただきたいと思います。

現行の制度を右側に、今回御提案の内容を左側に比較した内容でまとめております。右側に記載の現行制度は、認定面積に構造別の基準単価を掛けた額、それと実際の支出額を比較いたしまして、低いほうの額に16.2を掛けて補助額といたしております。

その上限額は、参考といたしまして右側の下の欄外に記載をしております。木造、鉄筋づくりの場合、上限が486万円、鉄骨づくりの場合が437万4,000円となっております。

次に、今回御提案の補助制度、補助内容について御説明をさせていただきます。

左側のほうをごらんいただきたいと思います。

建設・改築の補助につきましては、欄外が一番下の欄になるんですが、米印に記載のとおり、認定面積と実際に建設・改築する集会所の延べ床面積を比較いたしまして、小さいほうの面積を補助対象面積とすることといたしております。

この補助金は、この補助対象面積に応じまして、大きく3段階に分かれております。

面積の大きさによりまして、100平方メートル以下の上限を400万円といたしております。100平方メートルから150平方メートル未満の上限は、先ほどの400万円に100平方メートルを超える1平方メートルごとに4万円を加算した額といたしております。150平方メートル以上の上限は600万円とさせていただきます。いずれも、補助対象経費、工事費の2分の1以内で補助をさせていただきたいと考えております。

また、増築の補助金は、1件100万円を超える工事を対象といたしまして、補助対象経

費の2分の1以内で上限は100万円といたしております。

次に、修繕とバリアフリー改修の補助金は、1件30万円を超える工事が対象となりまして、工事費の2分の1以内で上限は100万円といたしております。

また、購入につきましては、既存の建物を自治会集会所として取得するに当たりまして、その経費を一部補助するものでございます。

既存の建物が集会所としての機能を整えていただくことが条件となります。必要な改造の経費も含めまして補助となります。

なお、この補助額は、建設・改築と同じく、補助対象面積に応じて同様に3段階に分かれておりますが、購入する建物の耐用年数とその残存期間に応じて算出することとなります。

表の右側には再補助までの年数という欄を設けておりますので、御一読いただければと思います。

この種別による補助金を受けた自治会は、その建設等を完了した日から表の中の再補助までの年数を経過していれば再度補助が受けることができます。

この場合、増築の場合は10年、修繕・バリアフリー改修の場合は、5年を再補助までの年数と定めております。

購入の年数につきましては、購入物件の耐用年数とその残存期間によって再補助の年数を算出することといたしております。

改正後の表の左下の欄外、丸印のほうをごらんください。

複数の自治会が共同で1棟の集会所を建設、改築または購入する場合に対しまして補助を行います。

この場合、この補助金の額は、各自治会の補助対象面積に基づきまして算出をいたしました、先ほどの額を合算した額といたしまして、補助対象経費の2分の1以内で補助するものといたします。その合算の額の上限額は、1,500万円とさせていただきます。

複数の自治会で建設費を按分していただくことでも、各自治会の単体での負担分を軽減できるものと考えております。

また、他の補助金等の交付を受ける場合は、対象経費からその経費や面積から要件を差し引くことといたしております。

例えば、宝くじのコミュニティ助成の申請をされまして、交付の決定を受けた場合は、市の補助制度と併用は可能でございますが、補助対象経費から宝くじの助成金額を差し引くという形になります。

戻っていただいて恐縮でございますが、1枚目の資料2の1をごらんいただきたいと思います。

先ほどの部分、5の補助金交付までの流れのほうを説明をしたいと思います。

建設等の場合、前年度の4月から6月までの間に集会所の建設を予定されております自治会におかれましては、事前に御相談をいただきたいと思います。

これは、対象区域内に地区集会所と同等の建築物が存在しないかということ、また利用可能な公共施設などが周辺にないかを確認をさせていただきまして。

事前相談の際には、宝くじ等の補助金についても概要を説明させていただき、9月末

ごろには、それぞれ希望される補助金の事前の申請手続きをしていただく予定となっております。

この制度は本日御審議いただいた後、要綱等を詳細を整えまして平成27年度からの施行を予定いたしております。

自治会の代表者の皆様方には、宝くじ助成の書類とあわせまして御案内をしたいと考えておりますので、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◎中村豊治委員長

それでは、ただいまの説明に対しまして、御発言がありましたらお願いをいたします。  
小山委員。

○小山敏委員

少し確認をさせてください。

補助対象者なんですが、これは伊勢市から地縁団体の認定を受けている自治会じゃないとだめなんですよ。認定を受けていない通常の自治会はだめですか。

◎中村豊治委員長

市民交流課長。

●沖塚市民交流課長

こちらについては、伊勢市の自治会、今173ございますが、そちらのほう全てを対象といたしております。

地縁団体の有無という部分については、関係ございません。

以上でございます。

◎中村豊治委員長

小山委員。

○小山敏委員

そうですか。なんか地縁に基づいて形成された団体って書いてあったものですから。大丈夫なんですね。

◎中村豊治委員長

市民交流課長。

●沖塚市民交流課長

恐れ入ります。

地縁に基づいて構成された団体も自治会の中には、今、伊勢市のほうでもございますが、そちらのほうの有無にかかわらず、対象とさせていただきます。

書類のほう、ちょっと不備がございました点はおわび申し上げたいと思います。

◎中村豊治委員長  
小山委員。

○小山敏委員

はい、わかりました。

もう1点なのですが、修繕なのですが、上屋、建物だけなのでしょうか。それとも設備類、電気設備、機械設備も含めて修繕の対象になるのでしょうか。

◎中村豊治委員長  
市民交流課長。

●沖塚市民交流課長

この対象経費につきましては、建物という形でこちらのほうを対象とさせていただくということでさせていただいております。

◎中村豊治委員長  
小山委員。

○小山敏委員

はい、わかりました。

最後に1点。

財源なんですけど、これ伊勢市独自の財源でやる事業なのでしょうか。それとも国の補助メニューか何かあったのでしょうか。

◎中村豊治委員長  
市民交流課長。

●沖塚市民交流課長

こちらの補助制度につきましては、伊勢市単独の内容の補助金という形で考えております。

(「結構です」と呼ぶ者あり)

◎中村豊治委員長  
他にございますか。  
佐之井委員。

○佐之井久紀委員

ちょっと聞かせてください。

端的に言いますと、補助額、今までは教育委員会が持っておったやつをこれに変えるわけですので、今ですね、そういう地域のコミュニティを醸成する核となるこういう自治会の集会所というのは大事なんです。

それで、もう一つは、後でちょっと防災のことは次に報告をされるんですが、これは防災倉庫とか避難所機能ということ自治会でやっぱり考えていこうということになると、避難所の機能を持たせるような、考え方というのが出てくると思うんです。当然、今の時代ですから、そこへ避難所機能を持たせるということは、わかりやすく言いますと、避難せいと言うたときに自分とこの家におるより安全なところやないといかんわけですな。自分とこのほうが安全やということではいかんので。そういうものを、やっぱり建てていくという視点を持っていかないかんと思います。

そうしますと補助額が安すぎます、正直言いまして。財政的なもんとかいろいろございますが、もう少しやっぱり地域コミュニティの核になる施設ですから、既に今建っておるところは、御承知のように我々ところそうなんですが、防衛施設庁の民生安定事業ということで、市の施設として建てとる。しかし実際は、地元負担がかなりかかるとるわけですよ。土地は自分とこで用意せいとか、かなりかかるとるわけ。そやけどこれは、防衛庁の民生安定事業の区域実施範囲内以外のところは、今までは教育委員会でやっておった。ほとんど丸々地元で持っておったところもある。

したがって、せっかく変えるんなら、防災倉庫は後で出てきますけど、市が防災機能の中の避難所として指定できる機能を持ったようなものを建てていく推奨をしていかないかんと思うんです。

それには、こんな値段では安すぎますで、もうちょっと補助額を検討していく必要があるんやないかなと、率直に思いますので、ちょっとその意見だけ申し上げておきます。

どう考えていますか。

◎中村豊治委員長  
市民交流課長。

●沖塚市民交流課長

委員御指摘いただきましたように、自治会の集会所につきましては、避難所的な役割を当然一番身近な避難施設ということで考えておること私どもも承知しております。

その中でも、私どものほうといたしましては、そういったことにも使っていただけると認識のもと、他市の事例も参考にさせていただきまして、増額の金額、今回は最上限600万円という形で設定をさせていただいた経緯がございますので、そちらのほうで設定のほうはさせていただくところがございます。

◎中村豊治委員長  
佐之井委員。

○佐之井久紀委員

そういうことも考慮してあるという意味ですか。

それやったら、あまりにも私は現実離れしすぎとるように思うんですけども、どうですか。

◎中村豊治委員長  
市民交流課長。

●沖塚市民交流課長

私どもが補助をさせていただき自治会の集会所につきましても、そういった形で防災の関係の避難場として御利用いただくということも踏まえて考えております。

ただ、その部分があるから、この分を増額しましたという観点では、金額のほうは設定をいたしておりませんので、御容赦いただきたいと考えております。

◎中村豊治委員長  
ないですか。  
佐之井委員。

○佐之井久紀委員

部長級の方、どうですか。政策的なこと。

私は、地域でこういうものをこれから建てていくというのは、今課長の御答弁を聞かせていただきますと、そういうものを加味していろいろ計算したと言うけど。考えてみなさいよ、こんな値段ですな。

地元の負担を軽減していくということが、これからは方向として大事だと思うんですが、もし関係部長さんがお答えをいただけるんなら御答弁をお願いしたい。

◎中村豊治委員長  
環境生活部参事。

●大西環境生活部参事

今回、私ども、改正に当たりまして考えさせていただいて、まず地区のコミュニティ、これは委員仰せのとおり大事なことです、その拠点ということで施設に対しまして、地域の負担の軽減というところも考慮して限度額を上げさせていただきました。

また、この施設をより長く使っていただくということもありますし、今後高齢化の進展もございますので、修繕であったりバリアフリーの改修、この辺も考慮させていただいたところでございます。

地域の公民館につきましても、災害時の一時的な避難的などころも利用されることもあろうかと思いますが、今回の額に関しましては、私も地域のコミュニティ活動の活発化、活性化、その辺を考えて設定させていただいたものでございます。

◎中村豊治委員長  
佐之井委員。

○佐之井久紀委員

ちょっとくどいですが、申しわけないですけど、本来は、理想的にはこれは公共が建てんならんことです。

地元が負担をしてやっていくという、もはやそういう時代やなしになったと思うんですよ。やっぱり地元負担を、町民から寄附金を集めて建てるような時代ではないように思うんです、基本的にはですね。

ただ、そういうことからすると、地元がやるから助けたらという補助金というのは、いささかどうかなという気はしますけど、今の制度でいくとそんなにいきなり、ずばっと変えることはいきませんので、今言うように何回も言いますが、防災の避難所としての機能を、これは危機管理課の担当になるんですが、機能を持たせていく建て方を推奨するとするならば、これはやはり補助金というのはちょっと私も気には入らんけど、もう少し上げていくという形を、あんまり上げると今までしてきたところとアンバランスも出てきますから、それは考慮せないかんと思うんですけど、やっぱりこれから建てていこうとなるとそういうことを増改築も含めて考えていただきたいなど、いうふうに強く要望しまして終わります。

◎中村豊治委員長

吉岡委員

○吉岡勝裕委員

少し確認をさせていただきたいと思います。

先ほど小山委員の質問の中で、この補助対象者の自治会等というところで少しお聞かせさせていただきたいと思いますが、この括弧書きでも連合組織等となっておりまして、先ほど課長の答弁では、173の自治会が対象だというふうにお伺いをしましたけども、それでよかったか一度確認をお願いしたいと思います。

◎中村豊治委員長

市民交流課長。

●沖塚市民交流課長

自治会等と書いてございますのは、名称は、自治会、町内会、連合会、また区とさまざまな名称がございしますが、そちらのほう自治会等というくくりで173の自治体を対象とさせていただくもので相違ございません。

◎中村豊治委員長

吉岡委員

○吉岡勝裕委員

はい、わかりました。

中には、自治会では持っていないで、その中の組単位、組が集会所を持っている、そんなところも市内にはいろいろあるかと聞いておりますけども、そういったものは基本的には対象外ということによろしいでしょうか。

◎中村豊治委員長  
市民交流課長。

●沖塚市民交流課長

1つの自治会で、1つの施設を対象とさせていただいておりますので、今御発言いただきましたように、班や組といったものについては申し上げませんが、対象外とさせていただいた次第でございます。

◎中村豊治委員長  
吉岡委員

○吉岡勝裕委員

はい、わかりました。ありがとうございます。

もう一つ、5番目の補助金交付までの流れの中で、この流れを見せていただきますと、お金をいただくのが建ててから、そしてまた工事が終わってから一番最終に補助金交付ということになっております。

それなりの金額にもなってくるわけですが、資金繰りの中で概算払い等をいただかないとなかなか自治会でお金を借りて、交付まで待つということになるとちょっとつらい部分もあるかと思いますがその辺はいかがでしょうか。

◎中村豊治委員長  
市民交流課長。

●沖塚市民交流課長

今の概算払い等についての御質問でございますが、市の補助金交付規則等に従いまして、概算払い等は可能かと思っておりますので、対応したいと考えております。

〔「ありがとうございました」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長  
はい、野口委員。

○野口佳子委員

すみません、補助の種類のところでお聞きさせていただきます。

5番目のバリアフリー改修のところなんですけども、トイレの改良となっておりますところは、どういうことを示していらっしゃるのでしょうか。

◎中村豊治委員長  
市民交流課長。

●沖塚市民交流課長

1 ページ目で補助の種類という形で5番目にバリアフリー改修と書かさせていただきました。

これから高齢化ということもございますので、さまざまな分野で書かさせていただきました。

トイレにつきましては、トイレの中でも手すり等も必要となってきます。

階段から廊下、そしてトイレという一連の流れの中でそれぞれ必要に応じた手すりやまた段差の解消等の部分も含めて、一連のバリアフリー改修の位置づけとさせていただいておるところでございます。

◎中村豊治委員長  
野口委員。

○野口佳子委員

そうしましたら、今汲み取り式のトイレが結構あると思うんですけども、下水道が来るところはよろしいんですけど、なかなかそういうところがないところに合併浄化槽というのは今やっただけしているんですけど、そういうところは対象にならないんでしょうか。

◎中村豊治委員長  
市民交流課長。

●沖塚市民交流課長

御質問いただきました内容につきましては、トイレ等の中身の部分だと思いますのでそちらの方は4番目に記載しております、修繕という部分の中で協議をしながらさせていただく部分も可能かと思っておりますので、また一度具体的な内容もあわせてしていきたいと思っております。

ただ、細かい部分につきましては建物が原則でございますので、トイレの中身となってくると、そこら辺は少し難しいかというふうに考えております。

〔「わかりました」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長  
よろしいですか。  
他に。品川委員。

○品川幸久委員

私も少しお聞きしたいと思います。

思いとしては、佐之井委員と同じ気持ちなんですけど、前も言ったように宝くじ助成しか大きな金額が当たることがないと、これが三重県で3本しか当たらないですよ。今29ですか、29分の3本ということで、伊勢市だけでこれが5本も6本も申し込みがあると、その3倍になるわけで非常に確立が低いですよ。

当たったところと当たらないところで非常に差があるんですよ。

もし当たらなかつたら、また次のときに出す、次のときに出すというようなことで、非常に時間がかかるような政策やと思います。

そのところで、やっぱりこういうところをしっかりと大きくしていただかないと、なかなか建てるということにならないと思います。

一つ聞きたいのはちょっと修繕のところに入るんかどうかわからないんですけど、例えば、自治会を耐震工事をしたいとなった場合、これはどこに入りますか。

◎中村豊治委員長

市民交流課長。

●沖塚市民交流課長

耐震の部分で修繕いただくという形で位置づけておりますもので、今委員おっしゃられたように、修繕の部分で対応していただく予定で考えております。

◎中村豊治委員長

品川委員。

○品川幸久委員

あのですね、今まで耐震診断事業ということで、民間の住宅についてはしっかり宣伝もしてやってきたんですけど、自治会の建物についてっていうことが、市の政策になったような気がするんですけど、そこら辺はどうですか。

◎中村豊治委員長

市民交流課長。

●沖塚市民交流課長

今、委員御質問いただいた内容のとおりでございます、自治会の部分については耐震診断が対象にならないというふうに認識しております。

今回の部分も診断の部分については、恐れ入りますが、今回補助メニューの中には加えさせていただいてないというところで、今回は提案させていただくものでございます。

◎中村豊治委員長

品川委員。

○品川幸久委員

私もちょっとこれを聞くのに隣の松阪を調べたんですけど、松阪市なんかは耐震診断があるわけなんですよ。

早いうちに耐震診断をして、おたくのところの自治会は大きな地震が来たら皆さん寄ったたら非常に危険ですよ、というようなことを声を大にしていれば、なかなか腰の重かった自治会も早く建て直さなあかんというようなことになったかもわからないということが一つ。

後で出てきますんであれですけど、危機管理のほうからも備蓄のためにということですね、先ほど佐之井委員も言われたように防災機能を推進せなあかんというようになってきたわけですよ。

まして、先ほどの一番最初のふるさと未来づくりの中でも、地域コミュニティが大事やとって、防災も今自治会でやられてますよね。防災器具もみんな自治会に置いてあるんですけど、防災器具を取りに行くと公民館が潰れておったって、集会所が潰れておったということが実際あり得るような状況なんで、そこら辺のところは、市としてもなぜ耐震診断というものを自治会とかそういうのを外してきたんかなと思うと、ちょっと僕はクエスチョンなんでね、そこら辺ちょっと見解あったら教えてください。

◎中村豊治委員長

建築住宅課長。

●久田建築住宅課長

耐震の補助事業の関係で御説明させていただきたいと思います。

現在の住宅の補助をさせてもらっておる状況ですけども、阪神淡路大震災で昭和56年以前に建てられました木造住宅が倒壊が多かったというようなことを教訓にさせていただきまして、これらの東海、東南海、南海ですか、この地震から木造の倒壊を防ぐために木造住宅の補強をさせてもらっておることでございます。

それと、現在の補助の関係ですけども、これ以外に耐震改修の促進法の改修がありまして、民間の大規模な建築物で人が集まるものにつきましては、耐震診断を行うということで義務化されました。

それにつきましても、補助金のほうはあるんですけども、それ以外のところについては今のところ補助がないというふうな状況でございます。

以上でございます。

◎中村豊治委員長

品川委員。

○品川幸久委員

ありがとうございます。

義務化されたということで、ちゃんと進めていっていただきたいと思います。

阪神大震災が起きたときの地震のときは、やっぱり、各地にあるコミセンなんかは、学習等供用施設もみんなそうですけど、しっかりと診断されたんやと思います。

先ほど言うた173自治会のというようなことが、ふるさと未来づくりで言われてましたけど、本来ならその核になる施設ですんで、本当は行政のほうが各自治会を回って耐震ぐらいは調べたらどうやというのが普通やと思うんですけどね。

今ここに来てそんなこと言うても仕方がないんで、そんなことも含めて、やっていただきたいと思います。

後もう一つ、各自治会が公民館を建てるのに宝くじ当たるかどうかは別として、市からの補助をもらって、足りない部分を寄附金や積立金でお金をつくるわけですけど、そんな簡単にお金がつくれませんか。

そこでやっぱり大事なことは、市が基金をつくって、基金から貸し出す、別に銀行から借りて利子補給をしてもらっても構わないんですけど、利子補給すると市のお金も減っていきますよね。

ですから基金をつくって、基金を無料で貸し出して、それで500万円あと足らんのと、先ほど、吉岡委員が言われたけど、宝くじ助成が1,500万円当たっても先に完済してもらわんとお金が出ないような状況になつとるんで、やっぱり大きな金が一旦動くという場所がないとなかなか難しいのかなと思うんですね。

大体、全部が全部貸せとは言いませんけど、やっぱり住民がどれぐらいお金をつくってどれだけの部分というのは、市とそういうふうな相談をしていただいて補助金以外で何とか基金のほうから貸し出してもらえるというような、そんな方法もね、相手は町会なんでそんなに逃げていくというようなことはないと思うんで、住民さんもしっかりと交えて、何年計画で返していくというようなことをせんと、一遍にお金寄附くださいとか月に町会費を2,000円を5,000円に上げるなんていうようなことはなかなかできないんでね。

これからの将来的なこと考えると、そこら辺ぐらいまでやらんとこれは進まへんのかなと思いますんで、その点またしっかりと考えてやっていただきたいと思います。

と申し上げて終わるときです。

◎中村豊治委員長

他にありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

はい、御発言もないようでありますので、本件につきましてはこの程度で終わります。ここで10分間休憩をさせていただきます。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時21分

◎中村豊治委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務政策委員協議会を続けます。

## 【自治会集会所に整備される防災倉庫補助について】

### ◎中村豊治委員長

次に、「自治会集会所に整備される防災倉庫補助について」の説明をお願いいたします。

危機管理課長。

### ●山口危機管理課長

それでは、「自治会集会所に整備される防災倉庫補助について」御説明させていただきます。

資料3をごらんください。

1の「趣旨」につきましては、地域の自主的な防災活動を促進するため、自治会が整備する自治会集会所に防災倉庫を設ける場合に、その経費に対する補助を新設するものがあります。

2の「背景」としましては、阪神・淡路大震災以降、市民に対し食料、飲料水など3日間の備蓄を呼びかけてきましたが、平成25年6月に国の中央防災会議が公表した「南海トラフ巨大地震に関する最終報告」によりますと、7日間以上の備蓄が必要であると報告されており、また、平成26年3月に三重県が公表した「三重県地震被害想定調査の概要」によりますと、伊勢市の避難者数が8,011人から過去最大クラスの想定では約73,000人に増加しております。

このような想定に対し、市による備蓄には限界があることから、自助、共助による備蓄の推進を図っていきたいと考えております。

3の「補助対象者」は、自治会とし、4の「補助事業の種類」は、自治会が建設する自治会集会所に整備する防災倉庫とします。

5の「補助対象経費」は、自治会集会所に整備する防災倉庫に係る経費とし、防災倉庫の経費は、自治会集会所の「総建築費」掛ける「延床面積」分の「防災倉庫の床面積」で、面積按分により算出することとします。

6の「補助率」は、3分の2以内の額とし、7の「補助限度額」は、200万円とします。

なお、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てることとします。

防災倉庫の補助額の算出方法を参考に挙げておりますので御紹介させていただきます。

例で申しますと、自治会集会所の総建築費が1,600万円として、自治会集会所の延床面積が140平方メートルで、防災倉庫の床面積が25平方メートルの場合、防災倉庫の経費は、285万7,142円となります。

この防災倉庫の経費285万7,142円に補助率3分の2を掛けると190万4,761円となり、1,000円未満を切り捨てて、この場合の補助額は、190万4,000円となります。

8の「施行予定」は、平成27年度から実施したいと考えております。

9の「防災資機材庫補助との関連」ではありますが、現在は、自主防災組織が整備する

防災資機材庫に対して、補助率3分の2以内、補助限度額100万円の補助を行っており、こちらは、物置のタイプや独立した倉庫などになります。

ただいま御説明いたしました自治会が建設する自治会集会所に整備する防災倉庫補助の新設に伴い、自主防災組織が整備する防災資機材庫に対する補助と整合を図るため、補助限度額を現在の100万円から200万円に改正しようとするものであります。

こちらにつきましても、平成27年度から実施したいと考えております。

東日本大震災を教訓に地域における備蓄のムードが高まりつつあり、単独の倉庫や物置だけではなく、自治会集会所の建築に伴い防災倉庫を整備する場合の補助についての問い合わせがあることから、自治会、自主防災組織が整備する備蓄倉庫に対し補助を行い、自助、共助での備蓄を推進していきたいと考えております。

以上、「自治会集会所に整備される防災倉庫補助」につきまして御説明申し上げます。何とぞよろしく願いいたします。

◎中村豊治委員長

はい、それでは、ただいまの説明に対しまして、御発言がありましたらお願いをいたします。

御発言ありますか。

佐之井委員。

○佐之井久紀委員

これですね、防災倉庫というのは、例えば今、各9支所のコミュニティセンターにもあると思うんですが、自治会がつくるということですが、本来、伊勢市の地域防災計画の中でこういう備蓄物資のあれっていうのは位置づけられていますが、そこら辺との関係はどうなるんですか。

◎中村豊治委員長

危機管理課長。

●山口危機管理課長

委員仰せのように、コミュニティセンターの中にも市の備蓄倉庫を設けております。

そちらのほうは公助による備蓄として物資等を入れさせていただいておりますが、今回提案の自治会集会所の整備される防災倉庫補助につきましては、共助による、自治会等で物資等を入れられる場合に倉庫が必要となりますので、そういうものに対して補助をしていこうというふうに考えております。

以上です。

◎中村豊治委員長

佐之井委員。

○佐之井久紀委員

あのねえ、これ、市が決めやんならんことですわな。

市が備蓄とか、あるいは防災倉庫と言うても食べる物を置く備蓄もそうやし、広域になりますと、発電機、それから浄水器、いろんな物が入ってくると思う。

それは自治会によって単独で市の計画以外のことで、こう、こう、こうやということにやってことということになりますと、これはやっぱり整合というかある程度調整してやっていかんと同じ物が置いてあるわということになり、いざというときに、例えばコミュニティセンターにも置いてある、もちろんこの庁舎にもありますけど、そこら辺をきちっとしていかんと自治会がやるよって単に補助をしてやろうというだけのことで、これはですな、ちょっと、難しい面があるんやないですか。どうですかその辺は。

◎中村豊治委員長  
危機管理課長。

●山口危機管理課長

すみません。備蓄の考え方として、市のほうでも備蓄計画に基づきまして備蓄はしておりますし、自治会のほうでも最近では自主防災組織とかを通じて物資の備蓄を、購入を進めていただいております。

そのような中で公助と共助の役割分担として、備蓄を進めるに当たりましてその物資を納める倉庫に対して補助していこうというものでありますので、別々といいますか、役割分担の中で進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

◎中村豊治委員長  
佐之井委員。

○佐之井久紀委員

ちょっと極端に言いますけど、防災倉庫、どんな物を入れるかで違ってくるんですが、防災倉庫という位置づけをしてやるということになると、自治会の集会所へこれ、これ、これ、これを置いてくれということは、伊勢市が決めていくことやないんですか。自治会で決めるんですか。

だから伊勢市が、あなたところの建てたところへ防災倉庫としてこうこうで、置かせてくださいというのが、僕は建前やと思うんやけど。

自治会がこれだけいるやろ、どうやというのを自治会が考えてそれをするための倉庫を建てるといふ、だから、そうするとこの補助金の意味が全然違ってくるんですけどね。

そこら辺はどうなんですか。本来、市がやんならんことじゃないんですか。

防災計画にそう書いてありませんか。

◎中村豊治委員長  
危機管理部長。

●中川危機管理部長

佐之井委員仰せのとおり、防災倉庫ということにつきましては、市の責務として地域防災計画のほうに書いてあります。

ただ、今回ちょっと、誤解を受けるような表現になってしまいましたので、防災倉庫という名称を使いましたので、ちょっと言葉足らずになってしまいましたので申しわけございませんが、これまでも資機材庫に対する補助につきましては、あったわけです。

その中に入れる資機材について、食料でも構いませんし、チェーンソー、そういった地域が必要とする資機材を準備していただきまして、入れていただく倉庫に対する補助があります。また資機材に対しても補助もございます。

今回新たに自治会集会所の制度を改正するにあたりまして、自治会集会所の中にも防災倉庫という表現はちょっと適切じゃなかったんで、ちょっと改めさせていただくことになるんですが、資機材庫の機能を持った倉庫部分を確保していただくことによって、補助制度を設けていきたい、そういう趣旨でございます。

これまでの外にあった資機材庫の機能を、この集会所の中に設けるということで御理解いただければと思います。

以上でございます。

◎中村豊治委員長

佐之井委員。

○佐之井久紀委員

わかりました。

自主防災隊の倉庫やな、平たく言うと。それでよろしいか。

◎中村豊治委員長

危機管理部長。

●中川危機管理部長

集会所自体につきましては、自主防災隊が設けるということはなかなかですので、自治会に対して今回は補助対象とさせていただきます。

これまでは、資機材庫につきましては、自主防災隊というくくりでさせていただいています。

対象が自主防災隊から自治会に変わるとはいうものの、内容自体は特に大きな変化はございません。

以上です。

◎中村豊治委員長

いいですか。

(「ありがとう」と呼ぶ者あり)

◎中村豊治委員長

他にありますか。

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

先ほどから議論していただいておりますけども、私も最初にこれを読んだときに同じような勘違いをしておりました。

この背景の中には、自助、共助の備蓄を推進するというので、公助の部分には触れられておりません。

先ほど前の議論で佐之井委員から、この自治会の集会所というのは防災のときには非常に大事な施設であるということで、その自治会等が備蓄していこうという、自分たちで決めた集会所の中に防災倉庫というものを併設、横に建てるのか、その中に含まれるのか、いろいろあると思いますけども、自治会としての防災倉庫とはどういうものか、また自治会が備蓄する備蓄物資はどういうものか、そういうものが基本的になければならんのかと思うんですけども、その辺はまずいかがでしょうか。

◎中村豊治委員長

危機管理部長。

●中川危機管理部長

資機材につきましては、これまでも資機材庫に入れていただくにあたって、補助を申請していただいて、こちらのほうで確認させていただいて補助させていただいておるという流れがございます。

地域によって必要とされるものというのは、さまざまでございます。

例えば、災害のときに木が倒れてきた。それを退けるためにチェーンソーが必要であったりとか、そういう形で要望される方もあります。

また、食料等を備蓄したいというところもございます。

したがって、そのあたりにつきましては、私ども予算編成する前にこれまでは各自主防、自治会のほうへ文書のほうで申請に対する聞き取りをしておったんですが、申請が出てきたときには、詳細につきまして聞かせていただき、防災に対する資機材であるということ確認させていただいて対応させていただいておると、そういうところでございます。

◎中村豊治委員長

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

わかりました。

今までは自主防災隊に対する補助ということで、自治会の資機材等を保管する場所を、

それも一緒にこれからそういう形で自治会集会所建設のときには、含めていこうということで、セット補助的な部分になってこようかと思えますけども、やはりその辺の備蓄物資とはどういうものだという線引きがやはり必要かなと思えます。

例えば集会所を建てました。普通に座布団、あと机、そんな物の保管する場所が、いやいやこれは防災なんですというふうな何かこう、どちらにもとれるような、いやこれ普通に必要な物入れに入れておく物と違うんですかという物が、プラスアルファの書き方によっては、いやこれは備蓄ですからとか、災害時の物が必要ですからというふうな、何かどっちなんだろうなというような物も出てこようかと思えますので、やはりその備蓄物資になる物はどういう物なのだということが、ちゃんとしていないといかんと思えますけども、その辺の確認も含めて、ちゃんとすべきだと思えますけども、その辺の確認等はいかがでしょうか。

◎中村豊治委員長  
危機管理課長。

●山口危機管理課長

防災倉庫に入れる中身についてですが、食料、水などの備蓄物資とか、あるいは消火器具とか防災資機材ですね、そういう物を入れていただくということで、防災倉庫の予定がある場合に申請の段階で保管の計画書等を出していただいて、そのような中身の確認をさせていただいたり、あと、それを完成した後の保管がされた後にその中身を見せていただくというようなことで確認をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

◎中村豊治委員長  
吉岡委員。

○吉岡勝裕委員  
以上です。ありがとうございました。

◎中村豊治委員長  
品川委員。

○品川幸久委員  
備蓄のことでちょっとお聞きしたいんですけど。

8,011人が、一遍に7万3,000人に増加したわけですね。

それが7日間で51万人ぐらいになりますよね。

それが3食食べると150万食というようなことでね。

これをまるっきりそのままのんで備蓄品を集めておいたら大変なことになるんで、危機管理としては大体、これも自治会のほうに大体ということで、どれくらいの指導というのかどうか、これは自治会の考え方で、うちは備蓄は一つもいらんというところもあれば、

その話を聞いて、なんとかせないかなと。

例えば一之木あたりでいくと2,000人おるとすれば、7日間で1万4,000人、その3食を掛けると4万2,000食を置かないかんと思うとすごいことになってきて、それが期限が切れたらまた新しく買い換えるなんていうことになってくると大変な話になると思うんで、どういうふうな指導の仕方をしていくのか、もちろん個人の家には3日間くらい食べる物だけは自分とこで備蓄しなさいよと、いろいろあるわけですよ。

どういうふうな指導の仕方をされるのかなと、ちょっと教えていただきたい。

◎中村豊治委員長

危機管理課長。

●山口危機管理課長

ただいまの質問についてですが、備蓄のほう、共助によりましてお願いをしているということでありまして、なかなか、どれぐらいというような数量の指定まではなかなか難しいのかなというふうに考えております。

今回このような被害想定で被害者数がふえたりとかしておりますので、市としても今言われたような膨大な備蓄というのは不可能に近いということもありますので、この被害想定を受けて、どういうふうにしていくかというのを調査委託をして検討しておりますので、そのような中で考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

◎中村豊治委員長

品川委員。

○品川幸久委員

補助金に関しては防災倉庫の機能を持たせていうようなところは、非常に賛成するところなんですけど、あとは入れる物をどれぐらいの物まで入れるということも、やっぱりある程度指導していただかないと、まじめにとったら、先ほど言ったように4万2,000食は自治会でっていうようなことになってくると、当然それだけの予算もないわけで、将来的にこういうふうな目標を持ちなさいよというところぐらいは示していただけると、皆さんやりやすいんじゃないかなと思うんで、その点、お願いして終わっておきます。

◎中村豊治委員長

工村委員。

○工村一三委員

ちょっとお聞きしたいことがございますけど、この防災倉庫の補助に関しましては、今の説明からいきますと、新設される折、自治会の集会所というふうに受け取るんですけど、現在、本当に先ほどの自治会の集会所の補助金の件もございましたけど、これ新設しかだめなんですか、ということをもまず一つ確認したいと思います。

◎中村豊治委員長  
危機管理課長。

●山口危機管理課長

今回の、自治会集会所に整備される防災倉庫補助につきまして、新築ということで説明はしておりますが、自治会集会所自体の補助制度に則しまして、改築とか増築等の場合にも同じような割合で補助をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

◎中村豊治委員長  
工村委員。

○工村一三委員

ありがとうございます。

そうしますと、新築にこだわらずに現在ある自治会の集会所を改修するとかも、この制度を活用できると。

そうなりますと、例えば基本的には同じ建物の中に入っているときだけ補助対象になるんだと、例えば、横へちよつとした倉庫を建てて、それも一応、集会所の横に隣接するような、消防の車庫みたいに隣接するような、そういう場合はこの対象外になるということで解釈してよろしいのでしょうか。

◎中村豊治委員長  
危機管理課長。

●山口危機管理課長

公民館の横に別棟で建てるような場合の倉庫ということですが、こちらについては現在でも自主防災組織に対する資機材庫補助ということで該当しておりますので、こちらについても補助の対象というふうになります。

以上です。

◎中村豊治委員長  
工村委員。

○工村一三委員

ありがとうございます。

そうしますと、最終的に自治会の集会所がある敷地内に何かの形で防災に対する倉庫的なものを隣接であろうが、1つの建屋の中に入れるんやろうがにかかわらず、一応、全部この補助対象になるということで認識させてもうてよろしいですね。

◎中村豊治委員長  
危機管理課長。

●山口危機管理課長

委員仰せのように、集会所の中に整備される場合とか、あるいは集会所に隣接する敷地内に倉庫だけを建てる場合でも補助の対象というふうになります。

以上です。

(「はい、ありがとう」と呼ぶ者あり)

◎中村豊治委員長

いいですか。

他にございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎中村豊治委員長

はい、御発言もないようでありますので、本件につきましてはこの程度で終わります。

#### 【戸籍住民課窓口業務の民間委託のその後の経過と今後の予定について《報告案件》】

◎中村豊治委員長

次に、報告案件といたしまして、「戸籍住民課窓口業務の民間委託のその後の経過と今後の予定について」の協議をお願いをいたします。

当局から報告をお願いします。

戸籍住民課長。

●古布戸籍住民課長

それでは、「戸籍住民課窓口業務の民間委託のその後の経過と今後の予定」について御説明させていただきます。

この戸籍住民課窓口業務の民間委託につきましては、昨年12月20日の総務政策委員協議会におきまして委託の内容、開始時期及び期間、委託の効果等につきまして御協議いただきましたが、本日は「その後の経過と今後の予定」につきまして御説明申し上げます。

資料4をごらんください。

まず、これまでの経過でございますが、本年4月22日に第1回選定委員会を開催し仕様書等の協議を行い、5月12日に業者の募集を開始し、5月26日に募集を締め切りました。

6月27日には、第2回の選定委員会を開催し、審査基準等について協議を行い、7月10日には提案業者4社による公開プレゼンテーションを実施し業者の選定を行い、選定の結果、最適任者である、アール・オー・エス中部株式会社様と7月31日に契約を締結したところでございます。

また、業者決定につきましては、8月6日付け文書で報告をさせていただいたところ  
です。

次に、今後のスケジュールについてですが、8月、9月には、既存マニュアルや動  
線・レイアウトの見直しを行い、10月、11月には、動線・レイアウトを決定し備品の購入  
やシステム操作研修、また窓口の民間委託について「広報いせ」、「市ホームページ」等  
により市民への周知を行い、12月にはレイアウトの確定を行うとともに、現場での実地研修  
を行い、27年1月の窓口業務委託に向け事務を進め、より一層の市民サービスに努めてま  
いりたいと考えております。

以上、「戸籍住民課窓口業務の民間委託のその後の経過と今後の予定について」を御報  
告をさせていただきました。

よろしく願いをいたします。

◎中村豊治委員長

はい、本件につきましては報告案件ではありますが、特に御発言がありましたら認め  
させていただきます。

ありますか。

◎中村豊治委員長

副委員長。

○黒木騎代春副委員長

簡単にさせていただきます。

今の御報告していただいた件に関して、今年に入ってから戸籍の窓口業務に関して、  
東京のある自治体で、例えば3月に東京の法務局が本来、行政職員のやるべき判断業務を  
請け負った事業者が行っているということについて指導が入って、それを受けて改善もし  
たということなんですけども、今度は7月に、働いてもらい方ですね、東京都の労働局の  
ほうから指導を受け、窓口の民間職員が職員に判断を、要するに行政側の職員に判断を仰  
ぐというそういう仕組みをつくって、マニュアル化してやったところこれが、偽装請負に  
当たるというような指摘があって、今、大変な報道もされて混乱状況じゃないかなという  
ふうに思うんです。

結果、この自治体は一部を直営に戻して、他業務に回していた職員を再配置したとい  
うようなことで、大変な混乱があったんじゃないかなと思うんです。

伊勢市がやろうとしているやり方が、指摘をされた自治体と明確に違いがわかればい  
いんですけども、この間お話も伺ったんですけど、なかなかそう差は、私は明確でないし、  
本来この非常にプライバシーにかかわるこの戸籍の業務を民間事業者にやっていただく  
というのは、そもそも無理があるっていうふうに私は考えてますので、その辺についての説  
明をまずしていただきたいなというふうに思うんですけども。

◎中村豊治委員長

戸籍住民課長。

●古布戸籍住民課長

この件の民間委託につきましては、平成18年に「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」が整備をされております。

また、20年の1月には内閣府のほうから、どういう事業ができるか、というふうなことも示されております。

3月には総務省、法務省のほうからも通知が出されており、また25年の3月には法務省のほうから、戸籍事務の民間事業者に委託することが可能な業務の範囲についてというふうな通知も出ております。

そういうふうな中で、委託業者ができる行為、また市としてしなければならない業務、そういうふうなものが整理をされておりますことから、伊勢市としてもその業務、できる部分は民間のほうで、市でしなければならない部分については市のほうでということによって営業も切り分けて考えておりますので、支障がないものと、そういうふうにご理解をしております。

◎中村豊治委員長

副委員長。

○黒木騎代春副委員長

もう1点、住民サービスが後退しては意味がないというふうに思うんですけど、東京のこの事例でも1件にかかったのが最長2時間を超えるような、そういう受付の処理の時間があって、大変こう住民にも迷惑をかけたというようなことがあると思うんですけども、一時的にあってもこういうことがあってはいかんと思うんですけど、伊勢市としても来年1月に業務スタートなんですけど、そんなことあっては、たまたまその時期に受付へ来た市民にとっては大変なことになるというふうに思うので、その点についてはどんな手だてをとっていただいているのか、考えていただいているか教えてください。

◎中村豊治委員長

戸籍住民課長。

●古布戸籍住民課長

27年1月の業務委託に向けて、今現在、業者のほうといろいろと調整を進めているところでございます。

また、今後業者の研修であるとか、機器の実施研修であるとか、先ほど申しましたけれども、12月にはその辺の現地研修もしながら万全の体制で1月を迎えたい、そういうふうにご考えております。

以上でございます。

◎中村豊治委員長

副委員長。

○黒木騎代春副委員長

仕様書を見ますと、マニュアルですね、これは伊勢市の管轄のもとに置くということになっと思ったと思うんですけども、そういうことだったら伊勢市の判断として、例えば公開するというようなこともありうるんですか。

◎中村豊治委員長

戸籍住民課長。

●古布戸籍住民課長

マニュアルにつきましては、例えば伊勢市としてこういうふうにやってくださいよというふうな部分があるかと思います。で、その中で、より詳細に業者のほう細かい部分を詰めていく部分もあるかと思います。

伊勢市のほうの部分については、公開ということは十分に可能だと思いますけども、業者のほうの部分については、それぞれの業者の権利っていいですか、そこを構築するための今までのノウハウとかというふうなものもあるかと思いますので、その辺については協議が必要かなというふうに考えております。

(「はい、ありがとうございました」と呼ぶ者あり)

◎中村豊治委員長

他にないようでありますので、本件につきましてはこの程度で終わります。

以上で、御協議願います案件はすべて終わりましたので、これをもちまして協議会を開会させていただきます。

御苦労さんでした。

ありがとうございました。

閉会 午前11時51分